



## 令和元年度 公募事業の御案内

国際シンポジウム開催事業  
医学研究奨励助成事業（一般、臨床、疫学）

### 応募期間

令和元年6月3日(月)～7月22日(月)

電子申請締切日 7月22日(月)

申請関係書類郵送締切日 7月25日(木)

(消印有効)

### 公益財団法人 難病医学研究財団

#### 書類送付先：

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局

(電話 03-3257-9021 FAX 03-3257-4788)

<http://www.nanbyou.jp/>

#### 【難病情報センター】

<http://www.nanbyou.or.jp/>

公益財団法人 難病医学研究財団

## 令和2年度 国際シンポジウム開催事業

### 1 趣 旨

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）の病態解明と治療法開発などの調査研究を推進し、医学研究の積極的な振興を図るため、難治性疾患に関する国内外の研究者等が一堂に会し、研究成果等の発表や意見交換等を行う。

(注) 原則として、当財団において過去3年以内に開催したシンポジウムと同様のテーマの疾病を対象とするものは除く。  
(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん(小児がんを含む)」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

- 平成29年度：早老症
- 平成30年度：進行性骨化性筋炎、オスラー病、遺伝性肺動脈性肺高血圧症
- 令和元年度：多系統萎縮症

### 2 実施主体

公益財団法人難病医学研究財団及び当該シンポジウム開催実行委員会とする。

### 3 開催対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に開催

### 4 応募資格

難病法において規定されている難病の研究を行っている国内の大学又は研究施設等の研究者とし、申請は1人につき1件とする。

### 5 当財団負担限度額

1,000万円の範囲内で負担する。ただし、財団負担限度額のうち200万円は、シンポジウムに参加する外国の若手研究者(満40才未満)へのトラベルグラント(旅費・宿泊費限定)として使用する。

### 6 採択予定件数

原則として1件



平成29年度事業「早老症と関連疾患2018」



平成30年度事業「第12回国際BMPカンファレンス」

## 令和元年度 医学研究奨励助成事業

# 難病研究に携わる 若手研究者や医師を 応援しています。

### 1 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）に関する

- ① **一般枠** 基礎的研究で、その研究成果が難病の成因や病態の解明及び治療の原理に関わる研究
- ② **臨床枠** 患者を対象とした診断や治療を行う臨床研究
- ③ **疫学枠** 準備的、予備的研究を含む疫学研究

※他の組織的な研究助成の対象となっている「がん(小児がんを含む)」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

### 2 助成対象者

令和元年6月30日現在、満40才に達していない「難病の専門分野における国内の医師や研究者」または「現に難病の診療に携わっている国内の医師や研究者」とする。

ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究(キャリア)の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

### 3 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

### 4 助成金額及び助成対象

- ① 一人につき **200万円**
- ② 助成対象 申請する研究に要する物品及びその研究の実施に必要な費用を対象とし、申請者が所属する機関の間接経費・一般管理費は助成の対象としない。

